

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社Cに雇用され、平成〇年〇月〇日、樹木剪定作業に従事していたところ、負傷してD病院に受診し「右中指挫創、右環指挫創、右環指末節骨開放骨折」（以下「旧傷病」という。）と診断された。

請求人は、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となったが、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「右手CRPS（外傷後正中神経障害）」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「右複合性局所疼痛症候群」と診断され、治療を続けている。

請求人は、上記傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、この決定を不服として、更に本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、旧傷病と請求人の傷病の発現との間には医学的にみて相当因果関係が認められ、他の再発の要件も満たしている旨主張する。しかしながら、引用した決定書理由第2の2(2)ウに説示のとおり、G医師は、「受傷部位が正中神経と少し離れているので、旧傷病と請求人の傷病との因果関係は断言出来かねる。もともとあった手根管症候群が徐々に悪化してきた可能性は否定できない。」旨の意見を述べ、H医師は、「旧傷病と請求人の傷病につき、発症機転としては、十分関係性が想定できるが、その後の症状悪化との因果関係は不明である。」旨の意見を述べ、I医師は、「対診したところ、平成〇年傷病部位については、疼痛は残存しているが、療養の必要性は認められないので、再発とは認められない。請求人が訴えている症状は、頸椎椎間板ヘルニアによるものであり、業務とは関係がない。」旨の意見を述べている。

(2) 以上によれば、旧傷病と請求人の傷病の発現との間には医学的にみて相当因果関係が認められないというべきであり、他にこれを認めるに足りる医証等の資料は存在しない。したがって、請求人の傷病は、再発の要件を満たさないことから、旧傷病が再発したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。